

第 章 都市計画決定権者の名称等

第 章 都市計画決定権者の名称等

1 都市計画決定権者の名称及び住所

名 称：山梨県

代表者：山本 栄彦

所在地：山梨県甲府市丸の内一丁目 6-1

2 事業者の氏名及び住所

事業者：昭和町常永土地区画整理組合設立準備委員会

会 長：萩原 馨

所在地：山梨県中巨摩郡昭和町押越542-2

常永土地区画整理組合設立準備委員会は、山梨県環境影響評価条例に基づく手続きとして、方法書、準備書、評価書を作成するが、組合設立認可とともに準備委員会から区画整理組合に移行して事業を行うため、今後行われる事後調査等については区画整理組合が事業を引き継ぐ。

事業の終了とともに組合は解散するが、土地区画整理法第 106 条第 1 項から第 4 項により公共施設の管理は市町村が引継ぐことになっているため、その法に準じ環境影響評価条例の手続きも昭和町が引き継ぎ、昭和町が事後調査等を行う。